

ちがいを
ちからに
変える街。



渋谷区
Shibuya City

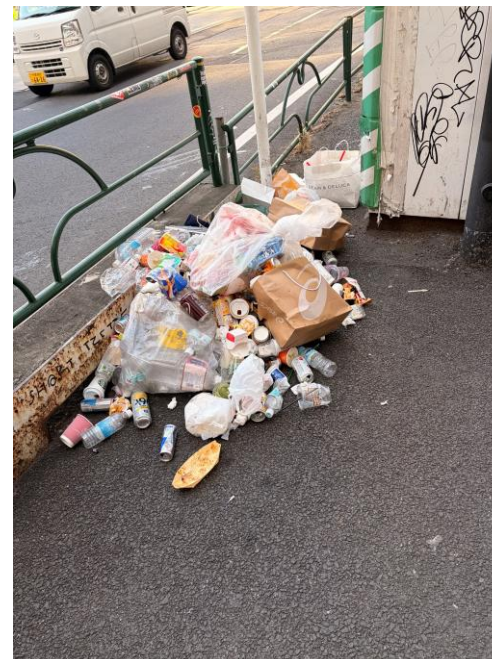
渋谷区ポイ捨て対策プロジェクト

概要資料

渋谷区 環境整備課 きれいなまちづくり係

令和8年10月1日版

ポイ捨てごみの状況（令和7年度）



渋谷区ポイ捨て対策のあゆみ

- 「きれいなまち渋谷をみんなでつくる」という理念のもと、平成9年に「きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例」を制定し、街の環境美化に関するルールを定めました。
- また、「自分のごみは、自分で持ち帰る」ことを基本として、ポイ捨て禁止の啓発活動を行うとともに、各地区の美化推進委員会及び多くのボランティアの方々の活動により、街の環境美化を保ってきました。
- しかしながら、コロナ禍後に来街者が増加し、ポイ捨てごみも急増しています。そのため、これまでの美化・啓発活動だけでは、美しく健全な環境を維持できなくなってきたのが現状です。
- また、巡回員によるポイ捨て者への指導や条例に基づく事業者等への回収容器設置等の協力をお願いしてきましたが、実効性に課題があり、十分な効果を発揮することができませんでした。
- こうした状況を踏まえ、ポイ捨てごみ対策を抜本的に見直すこととし、「きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例」の一部改正を行うこととしました。
- 本改正案は、昨年12月に渋谷区議会にてご審議いただき、全会一致にて可決しました。今後は、新たなルールのもと、ポイ捨てごみの無いきれいなまち渋谷を目指します。

(参考)

- | | |
|-------|---|
| 平成 9年 | 「きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例」の制定 |
| 平成15年 | 渋谷区分煙ルールの制定（歩きたばこ禁止等） |
| 令和 元年 | 「きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例」の改正、路上喫煙者への過料徴収の開始 |
| 令和 8年 | 「きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例」の改正、ポイ捨て者への過料徴収の開始、特定店舗へのごみ箱設置義務化 |



渋谷区ポイ捨て対策プロジェクト（令和8年4月～）

ポイ捨てさせない



① ポイ捨て者への過料処分

- ✓ 令和8年6月からポイ捨て者に対する過料処分（罰則金）を開始
- ✓ 1日当たり最大60名の巡回員が24時間365日、区内全域を巡回し、違反者を現認した場合、2,000円の過料処分等を実施

ごみ箱を増やす



② 特定店舗へのごみ箱設置義務化

- ✓ 令和8年4月から特定店舗にごみ箱設置を義務化
- ✓ 違反した場合は罰則（勧告・命令・公表・過料）

③ 自販機への回収容器設置義務化

- ✓ 自動販売機への回収容器設置を義務化
- ✓ 違反した場合は罰則（勧告・命令・公表・過料）

④ 公共ごみ箱の設置

- ✓ 令和8年度内に渋谷駅周辺へ公共ごみ箱を250台（50箇所）設置予定

知ってもらう



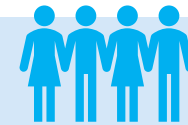
⑤ きれまち広報パッケージ

- ✓ 民間事業者と連携し、インバウンドを含めた世界中への認知拡大を図る

⑥ 巡回員による多言語啓発

- ✓ 外国人観光客を中心に、巡回員による多言語（英語・中国語・韓国語等）での啓発を実施

ごみを拾う



⑦ ボランティアへの支援

- ✓ 年間7,000人以上に清掃用具を貸し出し支援
- ✓ アニメやスポーツチームと連携したごみ拾いイベント開催

⑧ 美化推進委員会への支援（地域の力）

- ✓ 地域での美化活動を先導する10の美化委員会を支援

⑨ 巡回員によるポイ捨てごみ回収

- ✓ 巡回員が区内全域を巡回し、その場でポイ捨てごみを回収
- ✓ “ごみがごみを呼ぶ” 前に早期に回収

効果を検証する



⑩ 定量調査

- ✓ ポイ捨てごみ量、ごみ箱設置率、ごみ発生源等

⑪ 定性調査

- ✓ 区民意識調査、アンケート調査



ポイ捨てごみの無い“世界に誇れるきれいなまち渋谷”を実現する

渋谷区きれいなまちづくりルール

渋谷区では、「きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例」に基づき、環境美化に関する罰則付きのルールを定めています。

1. 全ての人が守るルール

■ 渋谷区全域において、公共の場所等でのごみのポイ捨て行為を禁止

第11条第1項（禁止行為） 何人も、ごみのポイ捨てをしてはならない。

■ 違反者に対しては、その場で2,000円の過料処分

第23条第3項（罰則） 第11条第1項の規定に違反した者は、2万円以下の過料に処する。 ※施行規則において、過料金を2,000円と規定。

2. 事業者が守るルール

■ 飲食料を販売する自動販売機に、回収容器を設置し、適正に管理しなければならない。

第12条第2項 飲食料の自動販売機を設置し、又は管理する者は、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

■ 飲食料を販売する特定店舗は、回収容器を設置し、適正に管理しなければならない。

第12条第3項 区規則で定める区域内において、飲食料の販売を行う店舗の運営事業者は、当該店舗が販売した飲食料から発生するごみを回収するための回収容器を当該店舗の出入口付近その他の当該店舗の利用者が容易にごみを捨てることができる場所に設置し、これを適正に管理しなければならない。

■ 違反者に対しては、罰則（勧告・命令・事業者名等の公表・過料）

第23条第2項（罰則） 第13条第1項に規定する命令を受けた者が正当な理由がなくてその命令に従わない場合は、5万円以下の過料に処する。 など

取組 1 巡回業務（ポイ捨て者取締り）

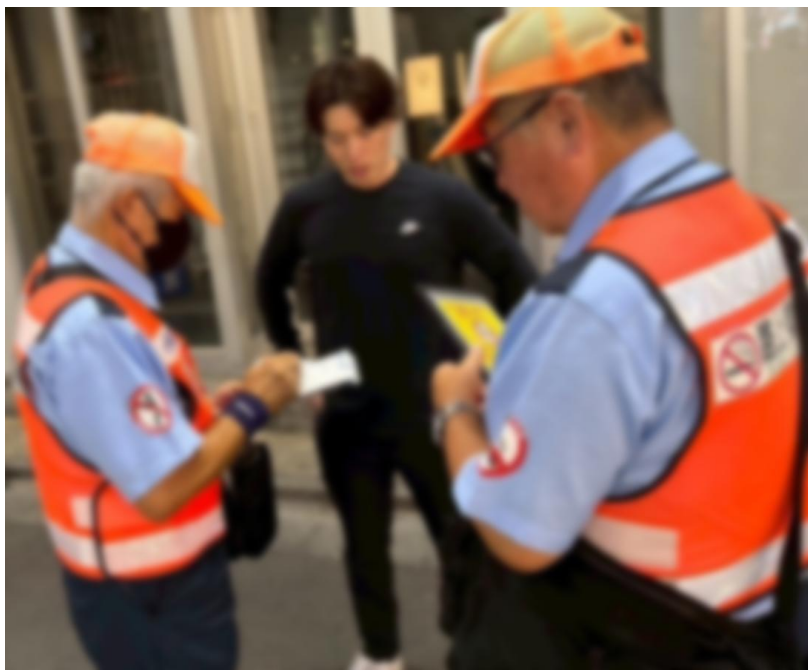


詳しくはこちら
[渋谷区ポイ捨て禁止ルール](#)
(渋谷区ポータル)

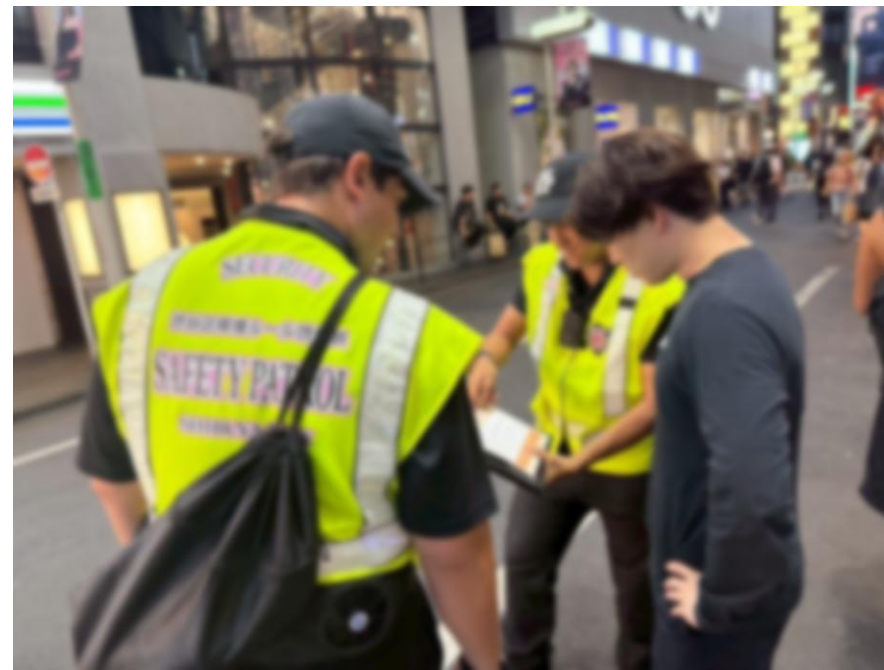
ちがいを
ちからに
変える街。



- 1日当たり最大60名の巡回員が、24時間365日、区内全域を徒歩巡回
- ポイ捨てを行った者への指導・過料徴収を実施することで、渋谷区ポイ捨て禁止ルールの実効性を確保
- 増加する訪日外国人への対応として、多言語対応可能な巡回員を15名以上配置
- 過料の支払いはキャッシュレス決済（クレジットカード、交通系IC、二次元コード）にも対応



➤ ポイ捨て者に対する過料処分



➤ インバウンド含む来街者への多言語対応
(巡回員は、英語・中国語・韓国語で対応可)

取組 2 店舗へのごみ箱設置義務化



詳しくはこちら
[渋谷区ごみ箱ルール](#)
(渋谷区ポータル)

ちがいを
ちからに
変える街。



- 令和8年4月から、渋谷・原宿・恵比寿エリアにおいて、飲食料を販売する店舗は、ごみ箱設置を義務化
 - 巡回員が毎日、対象店舗のごみ箱設置状況を確認（令和8年4月～）
 - 条例違反（未設置・不適切管理）を現認した場合、事業者に対して勧告等を実施（令和8年6月～）
- （注）改善しない場合、命令・公表・過料処分を段階的に実施

条例の説明・ごみ箱設置状況調査の様子（下記撮影店舗は、条例に基づき、適切にごみ箱を設置している事業者様）
10月1日時点で、累計5,400店舗以上を調査し、未設置店舗への指導等を実施中



撮影協力：「machi machi 原宿店」



撮影協力：「CAFE & DINER TEDDY'S BIGGER BURGERS」

取組 3 自動販売機への回収容器設置義務化



詳しくはこちら
[自動販売機への回収容器設置
ルール（渋谷区ポータル）](#)

ちがいを
ちからに
変える街。



- 渋谷区全域において、飲食料を販売する自動販売機は、回収容器設置を義務化
 - 巡回員が毎日、対象回収容器のごみ箱設置状況を確認（令和8年4月～）
 - 条例違反（未設置・不適切管理）を現認した場合、事業者に対して勧告等を実施（令和8年6月～）
- （注）改善しない場合、命令・公表・過料処分を段階的に実施



自動販売機への回収容器設置イメージ
（写真提供：アートファクトリー株式会社）

【参考】処分件数等（令和8年度）

内容	進捗状況
ポイ捨て者 	過料処分：<u>1,547件</u>（6月：325件、7月：183件、8月：455件、9月：584件） <分類> 国籍：日本人74%、外国人26% 年齢：20代（58%）、30代（24%）、その他（18%） エリア：渋谷エリア95%、原宿エリア2%、その他3%
路上喫煙者 	過料処分：<u>18,403件</u>（4月：3937件、5月：3723件、6月：2919件、7月：2327件、8月：2480件、9月：3017件） <分類> 国籍：日本人78%、外国人22% 年齢：20代（50%）、30代（29%）、その他（21%） エリア：（集計中）
店舗ごみ箱 	調査店舗数（累計）：<u>約5,400件</u> 指導店舗数（累計）：<u>約600件</u> ※令和8年10月1日時点（速報値） ごみ箱設置率 条例改正後 <u>合計：91%</u>（渋谷：88% 原宿：93% 恵比寿：92%） 条例改正前 <u>合計：61%</u>（渋谷：59% 原宿：58% 恵比寿：64%） ※令和8年6月以降調査分（3エリアのみ集計） ※令和8年4月・5月調査分（3エリアのみ集計）

取組 4 公共ごみ箱の設置

- 公共ごみ箱の設置は、ポイ捨て防止に資する有効な手段であると考え一方で、費用面において渋谷区民に大きく負担をかけない形での設置を前提として、これまでさまざまな検討を重ねてまいりました。
- こうした中で、宿泊税を原資とする東京都の新たな補助事業が示されました。これを受けて、補助事業を活用することが渋谷区にとって将来負担を抑える大きな契機と捉え、インフラ投資を前倒しすべきタイミングとの考えに至りました。
- 現在、渋谷区が主体となり当該補助金を積極的に活用し、特に人流が集中し、ポイ捨て対策の強化が求められる渋谷駅周辺に公共ごみ箱を設置するため、商店街等の関係事業者と連携・調整を図りながら、令和8年度内の実現に向けて、具体的な取り組みを進めています。
- 今後は、ルールによる抑止と環境整備の両輪で対策を進め、地域や事業者の皆様と連携しながら、持続可能な運営の仕組みを構築し、より一層清潔で快適なまち渋谷の実現を目指してまいります。
- なお、供用開始後は、24時間365日の巡回体制を構築し、ごみ箱周辺のごみの散乱を防止するとともに、ごみの回収量やポイ捨てごみの改善状況等を継続的に検証します。

場所：渋谷駅周辺
時期：令和8年度内
設置台数：約250台（予定）
設置箇所：約50箇所（予定）



写真提供：株式会社フォーステック

取組 5 ボランティア活動支援



詳しくはこちら
清掃ボランティア支援
(公式サイト)

ちがいを
ちからに
変える街。



- ボランティア団体や学生が日常的に実施している清掃活動を渋谷区が支援
 - ①ごみ拾い用具の提供・貸し出し
 - ②ごみ置き場の提供
- 令和7年度は、8,377人が利用



@しぶちか（無人ロッカー）



軍手



火ばさみ



ごみ袋



ボランティア活動の様子
(写真提供：一般社団法人渋谷未来デザイン)

取組 6 ごみ拾いイベントへの支援

- 民間事業者等が実施するごみ拾いイベントを渋谷区が支援
- アニメやスポーツチームなどとコラボレーションしたイベントを開催することで、多様な参加者と共にきれいなまちづくりに取り組む



『ポケモン ピカピカ団 in 渋谷区』
(主催) 一般社団法人ポケモン・ウィズ・ユー財団
(概要) 令和7年3月8日@北谷公園



『FC東京ホームタウンクリーンアップアクション』
(主催) 東京フットボールクラブ株式会社
(概要) 令和7年5月29日@渋谷駅周辺

取組 7 美化推進委員会への支援

■ 地域での美化活動を先導する10地区の美化委員会に対して渋谷区が支援

①渋谷地区、②原宿地区、③幡ヶ谷・笹塚地区、④恵比寿・広尾・東地区、⑤恵比寿・代官山地区、⑥うえはら・とみがや地区

⑦西原地区、⑧初台地区、⑨本町地区、⑩千駄ヶ谷地区

■ 各地区において、ごみ拾いイベントなどの環境美化活動を実施中

■ 年1回、「渋谷区きれいなまちづくり推進協議会」において表彰式等を実施



防犯・環境浄化パトロール
(原宿地区美化推進委員会)



4・28渋谷区一斉清掃の日
(本町地区美化推進委員会)



令和7年度渋谷区きれいなまちづくり表彰式
(きれいなまちづくり推進協議会)

取組 8 民間事業者との連携

- 渋谷で活躍する様々な民間事業者と連携・協力することで、地域一体となってきれいなまちづくりを推進
- 民間事業者のアイデアやノウハウを活用した企画・取組を実施中



オリジナルごみ袋2.5万セットの寄贈（令和8年4月24日寄贈式）
（寄付者）株式会社オープンハウスグループ
（協力者）株式会社ロングライフパートナー



区内リサイクルボックスへの異物混入防止ステッカーの貼付
（連携先）一般社団法人全国清涼飲料連合会

取組 9 広報活動（1）

- **環境美化啓発**を目的に様々なメディア・コンテンツを用いた啓発活動を実施。
- 商店街やビルオーナー、ビジョン管理会社、プロスポーツチームなど、渋谷に関わる**多様な民間事業者と連携**

路面シート

道路上や公園内の数千箇所にポイ捨て禁止の路面シートを貼付。



大型路面シート

主要駅など多くの来街者が通行する場所に大型の路面シートを貼付。



横断幕・のぼり旗

繁華街の道路や公園内にポイ捨て・喫煙禁止の横断やのぼり旗を設置。



ポスター啓発

公共喫煙所や町会掲示板にポスターを掲載。



ビジョン放映啓発

渋谷駅周辺の屋外ビジョン等にて、ポイ捨て禁止の啓発動画を放映。

【FC東京コラボ動画】



<https://www.youtube.com/watch?v=YseZEgwe3Mc>

【アルバルク東京コラボ動画】



<https://www.youtube.com/watch?v=28wA3E7E0ms>

音声アナウンス啓発

商店街と連携し、渋谷センター街で音声啓発を実施。



ハチ公バスや都営バスにおいて音声啓発を実施。



取組 9 広報活動（2）

- **令和8年4月より開始した『ポイ捨て禁止ルール』**を区民、来街者、事業者等に広く周知するため、統一のキービジュアルを用いて、大規模な広報活動を実施。
- 訪日外国人向けに、**多言語（英語・中国語・韓国語）**での**広報活動**も併せて実施



取組 10 効果検証・各種調査（1）

■ 渋谷区が実施するポイ捨て対策の企画及び効果検証を目的に、各種調査を定期的実施

路上散乱ごみ調査： 特定エリアの歩道上において、100mあたり何個のポイ捨てごみが落ちていたかを計測



詳しくはこちら
[路上散乱ごみ調査](#)
[\(区ポータル\)](#)



（資料）調査概要：渋谷・原宿・恵比寿・代々木・甲州街道の5エリアにおいて徒歩で動画を撮影し、画像解析によりポイ捨てごみの平均個数を計測

取組 10 効果検証・各種調査（2）



詳しくはこちら
[ポイ捨てごみ実態把握調査](#)
[（区ポータル）](#)

内容	調査結果	（調査方法）
ポイ捨てごみ量調査（エリア別）	特定エリアの歩道上における100mあたりのポイ捨てごみの個数は、 渋谷駅周辺 271個 原宿駅周辺 74個 恵比寿駅周辺 64個 代々木駅周辺 43個 甲州街道 23個	- 調査範囲において、徒歩で歩道を撮影し、画像解析によりポイ捨てごみの平均個数を計測。 - 調査場所：渋谷駅周辺（5.5km）、原宿駅周辺（4.2km）、恵比寿駅周辺（1.5km）、代々木駅周辺（2.8km）、甲州街道（4.5km）の5エリア - 調査日：令和7年5月26日 
ポイ捨てごみ販売元調査	販売元が特定できたポイ捨てごみの構成比は、 コンビニ 63% カフェ 12% 飲み物持ち帰り 8% ファーストフード 6%	- 渋谷駅周辺でポイ捨てごみを回収し、商品ラベル等を目視で確認。回収した全1,075個のごみのうち、販売元が特定できた383個の結果を示す。 - 調査期間：令和7年6月22日 ～6月24日 - 本調査で得られたごみの構成比は、渋谷駅周辺のポイ捨てごみ全体の構成を直接的に示すものではない。 
店舗ごみ箱設置率調査	ごみ箱設置率 68% コンビニ（設置率78%、調査店舗数100）、カフェ（80%、46）、ファーストフード（97%、30） ケバブ（20%、10）、飲み物持ち帰り（47%、19）、キッチンカー（50%、4） など	- 渋谷区内全域の飲食料販売店舗のごみ箱設置状況を調査した結果を左記に示す。 - 対象店舗数：合計約300店舗 - 調査期間：令和7年2月4日～ 7月15日 
アンケート調査	ポイ捨て者は、 区民以外 92% 渋谷区民 8% 外国人 52% 日本人 48%	- 渋谷駅周辺においてごみのポイ捨てを行った者を対象にアンケート調査を実施。 - 合計20時間で42名の違反者を確認。うち、27名から回答を得た結果を左記に示す - 調査期間：令和7年7月4日～7月8日 



参考資料

(参考) その他のきれいなまちづくり事業

1. きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例
2. 渋谷区路上喫煙対策
3. 渋谷区落書き対策プロジェクト
4. 渋谷区きれいなまちづくり広報活動